

平成 18 年 4 月 28 日

財団法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 殿

非破壊検査業厚生年金基金

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」
に対する意見

平成 18 年 3 月 16 日に公開・コメントの募集が行なわれた、実務対応報告
公開草案第 21 号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱
い（案）」について、下記のとおり意見を提出します。

記

平成 16 年の厚生年金保険法改正によって、厚生年金基金を設立している企業
が基金の代行部分について最低責任準備金を超えて負担を行うことがなくなり、
企業の代行部分に対する責任が根本的に変化しました。このことから代行部分
の取扱いについては退職給付会計基準の対象外とする、もしくは退職給付会計
基準の対象とするのであれば代行部分の債務を最低責任準備金とするよう見直
しを要望します。

以上